2023.02.19

MESSAGE NOTES

最高の国籍

ピリピ人への手紙 3:20

ロイド・フラハティ

1.二重の市民権

使徒パウロはローマの市民権と神の国の国籍の両方について頻繁に書いています。

使徒の働き 22:25-29 を見ると、パウロはローマ当局から殴られそうになった時、自分がローマ市民であることを告げ、それによって法的保護を受けたことが分かります。
ピリピ人への手紙 3:20 で、パウロはこう書いています。「しかし、私たちの国籍は天にあります。そこから主イエス・キリストが救い主として来られるのを、私たちは待ち望んでいます。」

パウロが地上での市民権を道具として利用していたことがわかります。彼の優先事項は、別の王国、御国の福音が広がるように助けることでした。

2.イエス様の死と復活 - 私たちの新しい市民権（国籍）

イエス様の死と復活で全てが変わりました。私たちはもう、地上での市民権に縛られないのです。

コロサイ人への手紙 1:13-14 で、パウロはこう書いています。「13 御父は、私たちを暗闇の力から救い出して、愛する御子のご支配の中に移してくださいました。14 この御子にあって、私たちは、贖い、すなわち罪の赦しを得ているのです。」

私たちは神の国という別の国の国民であり、私たちの救いと罪の赦しは、イエス・キリストが十字架上で私たちのためにしてくださったことのおかげなのです。

私たちの最終的な住まいは地上にではなく、天のお父さんの臨在の中にあるのです。

3.守るべき市民権（国籍） ― 私たちの優先すべきアイデンティティ

マタイの福音書 6:33 で、イエス様はこのように言われました。「まず神の国と神の義を求めなさい。そうすれば、これらのものはすべて、それに加えて与えられます。」

コロサイ人への手紙 3:2 でパウロはこのように書いています-「 上にあるものを思いなさい。地にあるものを思ってはなりません。」

まとめと適用

地上の市民権より天国の市民権を優先させると、私たちの人生に、より大きな視点、目的、喜び、平安がもたらされるのです。神の国の国民として、私たちは自然に、この希望と喜びを他の人々と分かち合い、永遠におられる天のお父さんの真理と愛に導きたいと思うようになるでしょう。